

第十六回 貴族院議事速記録第十七號

明治三十五年二月二十六日(水曜日)

午前十時八分開議

議事日程 第十七號 明治三十五年二月二十六日

午前十時開議

- 第一 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第二號)(議院送付) 會 議(豫算委員長報告)
- 第二 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)(議院送付) 會 議(豫算委員長報告)
- 第三 明治三十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)(議院送付) 會 議(豫算委員長報告)
- 第四 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)(議院送付) 會 議(豫算委員長報告)
- 第五 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案(第五號)(議院送付) 會 議(豫算委員長報告)
- 第六 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(議院送付) 第一讀會
- 第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第八 國稅徵收法中改正法律案(議院送付) 第一讀會
- 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十 陸軍作業會計法中改正法律案(議院送付) 第一讀會
- 第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十二 官國幣社國庫支辨ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十四 府縣鄉村社社費ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十六 國有土地森林原野下辰申請期間ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十八 家祿賞典祿處分法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第十九 京都府下國界並郡界變更法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第二十 課稅標準額及稅額計算ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第二十一 營業稅法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(猪木書記官朗讀)

去ル二十四日本院ニ於テ修正可決シタル政府提出刑法改正案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

昨二十五日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル衆議院提出關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案ハ本院ノ修正ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日同院ヨリ左ノ政府提出案ハ本院ノ議決ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農工銀行法中改正法律案

耕地整理法中改正法律案

同日同院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

商業會議所法案

臺灣ニ在勤スル巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

同日同院ヨリ衆議院提出國勢調査ニ關スル法律案ヲ受領セリ

各特別委員會ニ於テ當選シタル委員長副委員長ノ氏名左ノ如シ

衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案特別委員會

委員長 伯爵坊城 俊章君 副委員長 柴原 和君

民法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵德川 達孝君 副委員長 富井 政章君

未成年者飲酒禁止法案特別委員會

委員長 伯爵廣澤 金次郎君 副委員長 子爵竹内 惟忠君

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ今日ノ日程ニ移リマス、第一ヨリ第五マデ豫算委員長ノ報告ヲ致シマス

(子爵曾我祐準君演壇ニ登ル)

○子爵曾我祐準君 議事日程ノ第一ヨリ第五マデ皆豫算ニ係ルコトデアリマスカラ之ヲ束ネテ報告ヲ致シマス、五案共ニ原案通ニ可決スルコトニ委員會

ニ於テハ決議シマシタ、今此五案審査ノ順序ヲ逐ウテ報告ヲ致シマス、第一ニ
審査致シマシタノガ追第二號豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要ス
ルモノ、是デアリマス、是ハ第十五議會ニ於キマシテ三千圓ノ協賛ヲ得タモ
ノデアリマス、元司法省雇外國人ノ一人ニ遣スベキ恩給デアリマス、ソレヲ
第十五議會ニ於テ三千圓ノ協賛ヲ得テ居ルノハ、ソレハ間違デアッテ更ニ二千
圓ヲ加ヘ五千圓ノ協賛ヲ求メラレタ次第デアリマス、此事柄ハ餘程古イコト
デアッテ二十餘年前ノコトデアリマシテ、ソレニ就イテハ種々内情モアリマ
シテ公ニ仕兼ネルコトモアッテ速記モ止メマシテ二十年ノ昔ニ遡ッテ事情ヲ
詳ニ承リマシテ見マシタ、其事情ヲ承リマスレバ二千圓ヲ増加スルト云フ協
賛ノ要求ハ協賛ヲ求メラレタ所ハ不都合デナイヤウニ委員ニ於テハ考ヘマシ
タ、ソレ故ニ原案ノ通可決スルコトニナリマシタ、デ此昨年ノ議會ニハ三千圓
ノ協賛ヲ求メ又ソレガ間違デアッタト云ウテ當年二千圓増スト云フト其當務
者ト云フ者ガ何レ遣リ損ヒガアッタニ相違ナイ、其者ハ如何ノ處分ニナッタト
云フ質問モ出マシタ、ソレニ就イテハ餘程ボンヤリシタ御答デアリマシタ、ソ
レノ取調ベテ責ヲ受クベキ者ハ責ヲ負フ積デアルト云フ斯ウ云フ答デアリ
マシタ、此段報告ヲ致シマス、委員會ノ決議デアリマセヌ、本員等ノ考デ
ハ斯ノ如キモノハ前ニ處分ヲシテ提出サレルノガ本當デハナイカト云フ考ヲ
有ッテ居ル、一言附加ヘテ申シテ置キマスガ、即チ議會ニ間違ッタト云ウテ協賛
ヲ求メマスナラバ其時分ノ最早前ノ處分ヲ過ッタ者ハ相當ノ處罰ヲシテ然ル
後ニ議院ニ提出スベキ、役人ヲ處罰シテ然ル後ニ提出スベキデアルト本員ハ
考ヘルノデアリマス、第二ニ調査致シマシタノハ議事日程ノ第三ニ當ルベキ
特第一號デアリマス、是ハ重モナル議論ハ臺灣ノ臨時歲出ノ所ニ於キマシテ、
初メ本案ハ主査ニ託セズシテ直チニ總會ニ於テ議スル積デアリマシタ、然ル
ニ色々質問ガ出マシテ其答辯ノ如キ又甚ダ要領ヲ得ヌ、愈々問ウテ愈々事實ガ
疑ハシイト云フコトニナリマシタニ依ッテ、正式ノ通り一タビ主査ニ託シテ詳
ニ之ヲ調査シタ方ガ宜カラウト云フ議論ガ委員總會ノ席上ニ出デマシテ遂ニ
豫算總會ハ中止シマシテ、サウシテ分科ニ付シテ調査スルト云フコトニナリ
マシタ、議論ノ大要ト申シマスルモノハ三十四年度ノ是ハ追加デアリマス、三十
四年度ト云フモノハ御承知ノ通最早三十幾日四十日ニ足ラヌ位ノモノデアリ
マス、然ルニ鐵道ノ上ニ就イテハ百萬圓、臨時臺灣土地調査ニ就イテハ三十萬
圓デ、デ斯ノ如キ大金ヲドウシテ三十日ヤソコラニ使フデアラウカト云フ誰
モ疑ヒサウナコトデアリマスカラ是ハ不審ノ初デアリマス、然ルニ法令ニ背

カヌヤウニ、法令ニ背カヌヤウニト云ヘバ間違ナク其時期ニ買フノミナラズ
又豫約杯ヲシテ契約杯ヲスルト法令ニ背クト云フコトニナリマスガ、サウ云フ
コトノナイヤウニ規則通ニシテ物ヲ買フト云フヤウナコトモ出來ルト云フコ
トデ初ノ答辯ハサウ云フヲチデアリマシタ、何分ソレガ理窟ガ分ラヌ、れゝる
ニセヨ機關車ニセヨ百萬圓ト云フモノガ日本ノ市ヘ行ッテ直グニ買ヘルト云
フコトハ出來ルモノデハナイ、ト云フ初ノ不審デアリマシタ、段々主査ニ於テ
審査ヲサレマシタ所ガ初ノ答辯ハ取消サレマシタ趣デアリマス、元來此案ト
云フモノハ昨年ノ十二月トカニ出ス積デアッテ此百萬圓及一方ノ三十萬ト云
フモノハ一月、二月、三月ノ九十日ニ當テ、使フ積デアッタ所ガ、段々衆議院
杯ヲ回ッテ來ル中ニ一箇月半ト云フモノガ經ッテ、デ初ノ考トハ其處ニ一ッ違ッ
タモノガアル、ソレカラ又繼續ニシテ使フベキモノデアアルニ依ッテ三十四年度
ニ於テ使ヒ切レナケレバ三十五年度ニ繰越シテ使フト云フ申譯ガ附キマシテ
無事ニ通過致シマシタ、其次ニ第三ニ調査致シマシタノガ第三號、三十四年度
歲入歳出總豫算追加第三號、是ハ至ッテ無事デアリマシタ、何等ノ議論モナク
通過致シマシタ、第四ガ第二號明治三十四年度歲入歳出總豫算追加デアリマ
ス、是モ大シタ議論ハアリマセヌデシタ、甲號ノ歳出經常部、陸軍省ノ部ニ於
テ少々質問ガアリマシタ、デ或ル一員ガ問ハレマスノニ、陸軍ノ決算ノ大體ヲ
見ルト數百萬圓、大概年々餘ル、然ルニ一方ニ於テハ此案ニ在ル如ク糧食ノタ
メニ四十五萬圓ノ追加ヲ求メ又馬匹料ニ於テハ二十萬圓ト云フ如キ追加ヲ求
メラレル、一方ニハ澤山餘ッテ參リ一方ニハ澤山足ラヌト云フノハ是モ一度二
度ノコトデナク大概毎年斯ウ云フコトニナルガ、是ハ豫算ノ組方ガ適實デナ
イト云フコトヲ述ベラレマシタガ、政府委員ハ之ニ答ヘテ如何ニモサウ思フ、
デ此米ノ價杯カ十箇年ノモノヲ最モ高イモノト最モ低イモノヲ引去ッテ平均
シテ出スノデアアルガ、斯ノ如クシテハ即チ三十四年ナリ三十五年ナリノ其年
ノ價ニハ甚ダ適切ニナイヤウニ思フカラ來年ハ此方法ヲ變ヘル積リデアアル、
其他陸軍ノ豫算調製ノ方法モ改メルト云フ説明デアリマシタ、其他此案ニハ
別ニ大シタ議論モナク原案デ通過シマシタ、第五ニハ第五號ノ案デアリマス、
是ハ御承知ノ通至テ簡單ナコトデ、政務調査費ト鑛毒調査費、合テ五千六百ナ
ニガシヲ要求サレルノデアリマスガ、此簡單ナル案デハアリマスガ、此案ニ
附イテハ質問竝ニ大臣ノ説明議論、隨分込入ッタコトガアリマシタ、ソレヲ別
ケテ申シマスレバ全ク二ツニ別レマス、一ツハ鑛毒調査ノ事デアリマス、所
謂鑛毒調査、此調査ト云フコトハ何事ヲ調査スルト云フノ問デアリマス、或

ハ毒ノ有無ヲ調査スルノデアアルカ、又ハ豫防若クハ消毒即チ毒ヲ消スト云フ如キ方法ヲ調査スルノデアアルカ、將タ被害民ノ處分ヲ調査スルノデアアルカ、被害民ノ救助方法ヲ調査スルノデアアルカ、毒ノ有無ト云フコトハ明瞭ナ話デ、毒ノアルコトハ既ニ政府ニ於テモ認メテ居ラレコトデハナイカ、毒ガアル故ニ既ニ毒ヲ消ス方法ヲ實行シテ居ルデハナイカ、併ナガラ其效驗ガ今ニナイヤウニ思ハル、被害民ノ慘狀ハ日々追ッテ今日甚シキハ悲惨ノ情況ニ陷ッテ居ルデハナイカ、此處分コソ目下ノ急務デアルト思フ、是ハ當職大臣ガ等閑ニセラレタメデハナイカ、恐ナガラ本年議會開會式ノ日ニハ近來ニナイ所ノ珍事ヲ惹起シタ、是モ當職大臣ガ之ヲ等閑ニサレタ所ニ原因スルノデハナイカト云フヤウナ主意デ數回質問ガ出マシタ、農商務大臣ハ之ニ對シテ數回答辯ガアリマシタ、其中初二答ヘラレタ事ト後ニ答ヘラレタ事トハ多少一貫シテ居ラヌ、即チ取消的ノ言モアリマシタガ、先ヅ其大要ヲ申シマスルト大略總テヲ調査スル、何モカモ調査ヲ爲スノデアアル、總テノ調査ノ結果ニ於テ被害民ノ處分ニ及ブト云フ意味デアリマシタ、明言サレタトハ言ハレマセヌ、是ハ未ダ速記録モ出來マセヌカラ、此席デハ速記録ニ就イテ之ヲ明ニスルコトハ出來マセヌガ、大要本員ノ聞イタ所ハサウ云フ意味デアリマシタ、總テノ調査ヲシテ其結果被害民ノ處分ニモ及ブト云フ意味デアッタ如ク覺エテ居リマス、而シテ其期限ハ何箇月デアアルカト云ヘバ六箇月ト云フコトデアリマス、第二ニ政務調査ノ議論デアリマス、政務調査ノ方針ニ關スル質問デアリマスガ、所謂調査ハドウ云フ調査アルカ、各官省ノ部トカ局トカ云フモノ、廢合若クハ事務ノ取扱上ノ調査デアアルカ、若クハ財政學政ノ如キニ就イテ基礎ヨリ根本的ノ改良ヲ企テルカト云フ問デアリマシタ、出席ノ大臣ハ之ニ答ヘテ財政ハ基礎ヨリ、學政ハ根本的ニ改良スル目的デアルト斯様ニ申サレマシタ、ソレデ此案ハ二ツ合セテ僅ニ五千六百圓ニ過ギナイモノデ、豫算中ニ於テ金額デ言ヘバ最も小サナ金額デアリマスガ、併シ質問答辯ハ或ハ數百萬圓ニ價スルカモ知レヌカラ是ハ重要ナル事件ト見テ特ニ諸君ニ御報告致シテ置キマス、先刻モ申シマシタ通唯今マデ未ダ當日ノ速記録ガ出來マセヌニ依ッテ速記録ニ就イテ委シク諸君ニ御報告ヲスルコトハ出來マセヌ、唯本員ガ席上デ聽取リマシタ通ヲ申シマス、或ハ漏レタ箇條モゴザイマセウガ是ニテドウゾ御承知ヲ願ヒマス

(伯爵德川達孝君發言ノ許可ヲ求ム)

○議長(公爵近衛篤磨君) 德川伯爵ハ何デス

○伯爵德川達孝君 特別委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ退席ノ許可ヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 何ノ委員會デスカ

○伯爵德川達孝君 民法中改正法律案ノ特別委員會デゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○龍兵右衛門君 臺灣鐵道ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 其タメニ退席ノ要求デゴザイマスカ

○龍兵右衛門君 ヘイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○伯爵坊城俊章君 私モ特別委員會ヲ開キタウゴザイマス退場致シテ宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 何ノ委員會デスカ

○伯爵坊城俊章君 衆議院議員選舉人名簿ニ關スル法律案ノ特別委員會デゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、追第二號、之ヲ全部問題ニ供シマス、本案御異議ガナクバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案、第三號、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、御異議ガナクバ原案ニ決シマス、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案第二號、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案第五號、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案第五號、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十四年度歳入歳出總豫算追加案第五號、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治三十五年二月二十日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

國稅徵收法中左ノ通改正ス

第四條ヲ左ノ如ク改ム

第四條ノ一 納税人左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既

ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

三 強制執行ヲ受クルトキ

四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 競賣ノ開始アリタルトキ

六 法人カ解散ヲ爲シタルトキ

七 納税人脫稅又ハ逋稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四條ノ二 前條第二號乃至第五號ノ場合ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ府縣

稅其ノ他ノ公課ノ督促手數料及滯納處分費、強制執行費用、破産手續上

ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

督促手數料及滯納處分費ハ國稅其ノ他總テノ公課及債權ニ先チテ之ヲ

徵收ス但シ第四條ノ一第二號乃至第五號ノ場合ニ於ケル府縣稅其ノ他

ノ公課ノ督促手數料及滯納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又

ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス

第四條ノ三 相續開始ノ場合ニ於テハ國稅、督促手數料及滯納處分費ハ

相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ

家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ

得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ

得タル財産ヲ限度トシテ國稅、督促手數料及滯納處分費ヲ納付スルノ

義務ヲ有ス

第四條ノ四 共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル

國稅、督促手數料及滯納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四條ノ五 同年ノ地租、營業稅、所得稅、醬油稅及同酒造年度ノ酒造稅

ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一稅
目ノ税金ニ充ツルコトヲ得

第四條ノ六 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅ニ

關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ

納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモ

ノハ各其ノ法令ニ依ル

第四條ノ七 納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所

又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財產

管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所

又ハ居所ニ送達ス

第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受

取ヲ拒ミタルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨

ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタル

モノト看做ス

第九條ヲ第二章中ニ繰上ケ左ノ如ク改ム

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官

吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ

爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手

數料ヲ徵收ス

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ

一 納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料及税金ヲ完納セ

サルトキ

二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ到ラサル國稅

納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ

第十二條、第十七條及第二十九條中「滯納處分費」ヲ「督促手數料、滯納處分

費」ニ改ム

第十九條中「假差押」ノ下ニ「又ハ假處分」ヲ加フ

第二十二條 動産及有價證券ノ差押ハ收稅官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押

物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滯納者又ハ第三者ヲシテ保

管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押

ヲ明白ニスヘシ

第二十三條ノ第二十三條ノ一トシ第二項ヲ左ノ如ク改メ次ニ一條ヲ加フ
前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手数料、滯納處分費及税金額ヲ
限度トシテ債權者ニ代位ス

第二十三條ノ二 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ
登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同
シ

差押ノ爲不動産ヲ分割シタルトキハ收稅官吏ハ分割ノ登記ヲ所轄登記
所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十四條 差押ヘタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ
收稅官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ
付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其
ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上クルコトヲ得

第二十七條 滯納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通
信費トス

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第
三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手数料、滯納處分費及税金ニ充
テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促
手数料、滯納處分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテテ債權
者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲ケタル

質權、抵當權ノ目的タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、滯
納處分費ヲ徴シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテテ債權者ニ交付シ次ニ税金
ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滯納者ニ交付スヘキ金錢ハ之ヲ供
託スルコトヲ得

第三十一條 滯納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促
手数料、滯納處分費納付ノ義務ハ消滅ス

(政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 國稅徵收法中ノ改正法律案デゴザイマスガ、國
稅徵收法ハ明治三十年ニ改正ニナツテ居リマスケレドモ、其後ノ施行ノ經過ニ

依リマスト實施上ニ不便ナ點ガ甚ダ多ウゴザイマスノデ實施ノ經驗ニ依リマ
シテ茲ニ改正案ヲ提出致シタルデアリマス、四條ノ一ノ所ノ改正ハ是ハ國稅
徵收法以後ニ新ニ制定セラレマシタ法律ノ結果デ自ラ斯様ニナラナケレバナ
ラヌヤウニナリマシタルデアリマス、四條ノ二ニ規定シテア
ルノハ是ハ今日マデハ國稅徵收費ハ總テノ債權ノ如何ナル場合ニ於テモ立ツ
ト云フコトニナツテ唯一以前ニ抵當ニ入レタモノハ先取セヌト云フコトニ
ナツテ居リマスガ、此處ヘ書イテアリマス主意ハ共益費用ト云ウテモ宜シイ
ノデアリマスカラ之ニ附イテハ先取ヲシナイト云フコトニ此四條ノ二ノ改正
ハ出テ居リマス、四條ノ三ハ相續關係ノ場合ガ缺ケテ居リマスカラ其事ヲ規
定シテアリマス、四條ノ四ハ共同ノ事業ヲ營ンデ居ル如キ場合ノ稅ノ取り方
ニ附イテノ規定デアリマス、四條ノ五ハ今日過誤納下戻トカ云フ頻繁ノ手數
ノアルノヲバ之ニ依ツテ整理シテ行クト云フコトカラ出テ居リマス、其以後
ニアル各條モ總テ唯今申ス通實驗上不便ヲ感ジマシタルデ直シテ便利ニスル
點カラ斯様ニ提出ニナツタデアリマスカラ、ドウカ御審査ノ上、衆議院送
付ノ修正案ノ如ク可決アラントコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此案ノ委員モ議長指名デ御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 陸軍作業會計法中改正法律案、政府提出、衆議院
送付、第一讀會

(猪木書記官朗讀)

陸軍作業會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十五年二月二十二日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

陸軍作業會計法中左ノ通改正ス

第二條第一項中「機械其他重要ナル器具」ヲ「建物其ノ他工作物船舶機械及
重要ナル器具」ニ、第二項中「機械其他重要ナル器具」ヲ「其ノ他工作物機械
及重要ナル器具」ニ改ム

第三條第一項中「購入費」ノ下ニ「建物其ノ他工作物船舶」ヲ加ヘ第二項中
「土地建物」ノ下ノ維持修理費ヲ其ノ他工作物ニ改ム

本令ハ明治三十六年度ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員中村雄次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(中村雄次郎君) 本案ハ陸軍ノ作業會計法中ノ改正デゴザイマス、從來陸軍ノ砲兵工廠ハ機械ト重要ナル器具バカリガ固定資本ニナッテ居リマシテ、其家屋其他工作物等ハ悉ク皆通常經費ニ屬シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ一ノ工場ニ於キマシテ中ニ在リマス所ノ機械類ガ特別會計ノ支辨ニナッテ居リマシテ、ツレヲ入レテ居リマス所ノ家屋等ガ通常經費ニナッテ居リマスタメニ甚ダ經濟ノ上ニ附キマシテモ又實際ノ上ニ附キマシテモ不便ナコトガ多ウゴザイマス、此度此法律案ヲ改正致シマシテ悉ク是等ヲ特別會計ニ移シタイト申シマスノガ本案改正ノ主意デゴザイマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此特別委員モ議長指名デ宜シウゴザイマスカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 官國幣社國庫支辨ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

(猪木書記官朗讀)

官國幣社國庫支辨ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

明治三十五年二月二十日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一條 官國幣社ノ經費及營繕費ハ國庫ニ於テ之ヲ支辨ス

第二條 前條ノ費額ハ從前保存費ヲ受クル神社ニ在リテハ其ノ金額ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 從前保存費ヲ受ケサル神社及將來官國幣社ニ列セラルヘキ神社ニ對スル金額ハ內務大臣之ヲ定ム

第四條 國庫ヨリ支辨スル官國幣社ノ經費及營繕費ハ其ノ神社ニ對シ拂切

トス

第五條 神社ニ於テ蓄積セル金額ハ其ノ神社ノ經費及營繕費ニ充ツルモノトス

第六條 官國幣社ニ於ケル收入ハ直ニ國庫ヨリ支辨スル經費及營繕費ニ併セ使用スルモノトス

第七條 官國幣社ノ收支ニ關スル計算ハ會計検査院ニ於テ検査ヲ行フノ限ニ在ラス

附 則

第八條 本法ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 本法施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵近衛篤磨君) 此委員モ議長指名デ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 府縣鄉村社費ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

(猪木書記官朗讀)

府縣鄉村社費ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

明治三十五年二月二十日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一條 府縣ハ府縣社、郡又ハ市ハ郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ支辨ス

第二條 前條神饌幣帛料ノ金額並支出ノ方法其ノ他本法施行ニ關スル必要ナル規定ハ內務大臣之ヲ定ム

第三條 北海道、沖繩縣其ノ他市制、町村制ヲ施行セサル地方ノ神社ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○男爵金子有卿君 此委員ハ官國幣社ノ國庫支辨ノ案ト同一委員ニ付セラレシコトヲ……

(贊成ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 金子男爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

(猪木書記官朗讀)

國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

明治三十五年二月二十日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

國有土地森林原野下戻法第一條ニ該當スルモノニシテ期間内ニ下戻ノ申請ヲ爲ササリシ者ハ明治三十五年十二月三十一日迄ニ主務大臣ニ申請スルコトヲ得

○議長(公爵近衛篤磨君) 是レ亦議長指名デ宜シウゴザイマスガ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 家祿賞典祿處分法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

家祿賞典祿處分法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十五年二月二十四日

右特別委員長

公爵二條基弘

貴族院議長公爵近衛篤磨君

○男爵渡邊清君 本法案ハ委員長ガ今居ラレナイヤウデアリマスガ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 委員長ハ決算委員會ニ居ラレマスカラ呼ビニヤリマシタ、今出テ來ラレマス

(公爵二條基弘君演壇ニ登ル)

○公爵二條基弘君 委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報道致シマス、委員會ニ於キマシテハ種々政府委員ニ質問モ致シマシテ、其結果ハ衆議院案通ニ可決ニナリマシタコトデアリマス、デ委員會ニ於キマシテ政府ノ方ノ意向モ尋ネマシタ所、政府委員ノ答ヘマスルニハ此案ノ通ニスレバ多少費用ハ掛ラウ、併ナ

ガラ今日ノ場合ニ於テハ最早行政廳ノ長官ノミニ於テ之ヲ終結スルト云フノハ却テ不公平ナコトデアラウカラシテ此案ノ通ニ訴願ノ途ヲ開イタナラバ却テ公平ヲ得ルコトニナルカラシテ、政府ノ方デハ此案ニハ同意ヲ表シタ譯デアルト云フコトデアリマシテ、ソコデ委員ノ方デモ政府ノ方デモ右様ナ次第デモアリマスルシ、又我々ノ見ル所デモ此案ニ對シテハ今日ノ場合ニハ斯クアルコトノ方ガ公平ナコトニナツテ宜カラウト云フノデ、滿場一致ヲ以テ原案ノ通可決ニナリマシタ次第デゴザイマス、此案ハ極ク簡單ナ案デゴザイマスカラ、ドウカ讀會省略ヲ以テ速ニ可決サレンコトヲ希望致シマス

○鳥越貞敏君 讀會省略ニ贊成

○奥山政敬君 政府委員ニ質問ヲ致シタウゴザイマス、此案ノ第一條、家祿賞典祿處分法中第一條第二條ノ給與ヲ願出タル者ノ數ハドノ位ノ數デアリマセウカ、非常ナ數デアルト云フコトハ聞イテ居リマスガ、判然ト分リマセヌカラ其數ト、ソレカラ其願出ヲ許可スルト然ラザルモノトノ數ガドウ云フ風ニナツテ居リマスガ、ソレヲ一ツ承リタイ

(政府委員松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 唯今ノ御尋ハ此願出テ居リマスル數ト、ソレカラ處分上給與スルモノト、ソレカラ給與セザルモノトノ數ノ御尋デゴザイマスカ

○奥山政敬君 左様デゴザイマス、其數デゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) ハイ、願出テ居ル人數ハ二十八萬八千五百三十三人、ソレカラ給與致シマスル者ノ數ト申スハ唯今調査進行中デゴザリマシテ、未ダ定ツテ居リマセヌノデゴザリマス、是ハ調査ヲ終リマセヌケレバ御報告申上ゲル譯ニハ參リカネマス

○奥山政敬君、判然ノ所ハ分ラヌデモ宜シウゴザイマスカラ、大體ノ所ガ御見込ガアレバ

○政府委員(松尾臣善君) 其調査ノ進行ハ唯今申上ゲタ人數ノ中デ九萬三千七百一十一人ト云フノハ調査ヲ終ツテ居ルノデゴザリマス、ソレカラ調査委員會デ決議ニナツテ居ル分ガ一萬三千八百五十三人、ソレカラ大藏省ノ調査ハ終ツテ居リマスルモノガ五千六百三十九人、ソレカラ處分局デ今調査中ニナツテ居ルモノガ九萬七千七十一人、ソレカラマダ手ヲ著ケテ居リマセヌノガ八萬四千二百五十八人、斯ウ云フヤウナ數ニナツテ居リマス、ソレデ確定シテ居リマスル數モ

ゴザイマスルシ、又處分委員會デハ決議シマシタケレドモ未ダ政府デ決定シテ居ナイ數、主任ノ所デ目下調べテ居ル數ト云フヤウナ譯ニナッテ居リマシテ、總數ノ中ノ概況ニモセヨ、是ハ採用スル、是ハ採用シナイト云フヤウナ數ハマダ概シテ申上ゲルマデニ至テ居リマセヌ

○奥山政敬君 イツ頃マデニ調査ヲ終ル御見込ナノデスカ

○政府委員(松尾臣善君) 三十五年度ニハ成ルべく調査ヲ終ヘタイト存ジテ取急イデ進行ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、多分三十五年度ニハ大部分ハ調査ヲ終ルダラウト存ジマス

○奥山政敬君 本員ハ此法律案ハ第二讀會ニ移スベキモノデナイト思考致シマスル、其理由ヲ是カラ述べヤウト考ヘマスルガ、唯今政府委員ノ説明ニ依リマスルト、此給與ヲ願出デタル者ガ二十八萬八千五百三十三人ト云フコトニ聽取リマシタガ、實ニ夥シイ數デアリマスル、今調査中デアッテ許可セラルルト否ヤトハ分ラナイト云フコトデアリマスルガ、如何ニモ御尤ナコト、思ヒマスガ、結果ハドウナリマスカ分リマセヌガ、本員共ノ考ヘマスル所デハ十分一カ或ハ五分一グラ井シカ許可ニナラヌデハアルマイカト考ヘラレマスル、果シテ然リマスルトキニハ此行政訴訟ト爲ッテ來ルモノハ非常ナ數デアラウト考ヘマスル、サウ致シマスルト今日ノ行政裁判官デ之ヲ裁決スルコトハ到底出來ベカラザルコトデアラウト思ヒマスル、然ルトキニハ非常ナ數ノ行政裁判官ヲ置カナケレバナラヌト云フコトニ必定立至ルデアラウト考ヘマスル、又現今行政裁判所ノ廳舎ノ如キモノモ更ニ増築ヲシナケレバナラヌト云フコトハ己ムヲ得ヌ結果デアラウト思ヒマスル、故ニ此事ハ深ク研究セネバナラヌコトデアリマスルシ、現ニ行政裁判權限法案其他之ニ繼續シタ二案ヲ政府ヨリ提出ニナッテ居リマシテ、唯今本院ノ委員會ニ於テモ審査中デアリマス、果シテ此家祿賞典處分法ノ採用ヲ得ラレナカタモノハ訴訟ヲ起スニ適當ナモノデアアルヤ否ヤト云フコトハモウ少シ研究セヌケレバナラナイ、若シ行政訴訟ヲ許スベキモノトナレバ目下審査中ノ此行政裁判權限法案ノ審査中デアリマスカラ其中ニ組入レル方ガ便利ダラウト思ヒマスル、免ニ角右様ナ次第デアリマスカラ、本案ハ否決ヲ希望致シマスカラ諸君ニ於カレテモ御賛成アラントヲ希望致シマス

○男爵渡邊清君 唯今反對説ガアリマシタガ、我々ノ調査シタ、マダ實際ト云フモノガ御分リニナッテ居ラヌ廉ガアルト思ヒマスカラ、一應調査ノ趣ヲ述べタイ、又我々ガ可決致シタ主意モ申述べタイノデスガ、宜シウゴザイマス

カ

○議長(公曾近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

(男爵渡邊清君演壇ニ登ル)

○男爵渡邊清君 抑、此家祿賞典處分法ハ數年來隨分喧マシイコトデ、又其性質上カラ見テモ或ハ手數其他カラ見テモ又士族大勢ノ舉動カラ見テモ實ニ喧マシイト云フカ、ウルサイト云フカ隨分面倒ナコトデアッタノデアリマス、然ル處ガ今日ハ既ニ五十號ノ法律ヲ以テ、即チ法律ト爲ッタ、其法律ハ即チ明治六年、九年ノ家祿賞典ニ對スル所ノ法律ヲ打破ッテ明治三年ニ遡ッテ若シ調査上或ハ計算上、間違ガアッテ取不足ガアルモノニハ、其不足分ヲ遣ハス、斯ウ云フコトハ法律ガ既ニ其不幸ヲ受ケテ居ル者ニ獲得權ヲ授ケタヤウナ、マア法律ニナッタ、所ガ尙ホ漠然タル五十號デアアルカラ又其翌年之ニ對スル施行法ヲ立テ、之ニ其區分ヲ立テ、所謂祿制ニ對スル最後ノ制度ト云フモノヲ見ルヤウニナッテ、ソレデ稍々方針ガ立ッタノデアリマス、右様ノ經過ヲ爲シ來ッテ三十二年カラ大藏省デハ調査ヲ致シテ、ソレデ三年四年ト續イテ本年モ尙ホ此調査ヲシナケレバナラナイノデアアル、ソコデ最早其家祿賞典ハ喧マシイトカ面倒ダトカ云フコトハ既ニ過去ノコトニナッテ過去ッテ仕舞フテ、此節ハ既往其モノニ對シテノモノコトニナッテ居ルノデアリマス、シテ見レバ此法律ハ如何ナ性質ノモノカト云フニ、既ニ法律ガ命ジテ不足分ハ遣スト云フコトニナッテ居ルカラ他ノ法律ニ比較シテ見ルニ、ドウシテモ是ハ行政處分ニ任シテ置ク譯ニ行カナイ、即チ三十年ノ森林法ノ十八條モ既ニ行政裁判ニ出訴スルコトガ出來ル、其上ニ尙ホ三十二年ノ法律デ國有土地森林原野下戻法ト云フ法律ハ六條ヲ以テ行政裁判ニ付スルコトヲ得ルト云フコトニナッテ居ル、ソレデ既ニ國有土地森林原野下戻法ハ地租改正ノ際ニ一應國有ト爲ッテ居ル土地デアアル、既ニ國有デアアルモノヲソレヲ尙ホ下戻シテヤルト云フコトニ對シテモ其下戻處分ノコトニ不服ガアレバ行政裁判ニ出訴スルコトニナッテアル、其他ニモ特別ノモノガ澤山アリマスガ國有森林原野ノ下戻法杯ニ對シテ此家祿賞典處分方ハ五十號ヨリモマダ公平ナモノデアルト云ッテ宜シイ、シテ見レバ此家祿賞典ニ對シテ、五十號ノ法律ニ付イテハ既ニ誤ヨリ生ジタ不足分ハ遣ルト云フコトニ法律ガ命ジタコトハ何處マデモ行政處分ニ任シテ置クト云フ譯ニハ連モ今日法律ガ許サナイト思フ、ソレデ我々ハ茲ニ至ッテハモウ之ヲ許サナケレバナラナイト決シマシタノデアリマス、扱是ハ調査上ノコトヲ甚ダ御疑デ奥山君カラ反對ガ出マシタガ、我々ノ承ッテ調査上ノコトハ即チ委員會デ承ッ

タ調査上ノコトハ餘程能ク運シテ居ル、其調査サレタコトヲ追々承テ見ルニ成ル程公明ニ明瞭ニ道理ニ合ハナイコトハ決シテナイヤウナ調ベデアル、其調ベテアルコトハ是ハ決シテ其行政裁判ニ行タトキニ間違ガ起ルヤウナコトハナイ位ニ能ク調ベテアル、其既ニ此委員ノ手ヲ經テ閣議モ經テ、チヤント極テ居ルノハ先刻モ言ハレルヤウニ九萬三千七百十一人ニ對スルモノガ出來テ居ル、調査中ノモノガ一萬何千人、此主任デ調ベガ濟シテ居ルノガ五六百、最モ段々モウ調濟ニナツテ居ルノハ成ル程道理ニ合ツテ動カヌノデアルト云フノハ大概イケナイト云フ方デス、ソレデ之ニ對スル公債證、是ハ法律デ定メテ居ル、即チ一千萬ト云フ公債ヲ發スルト云フコトニナツテ居ル、今調ベテ段々主任デ調ベテヤツテアル所ヲ以テ見レバ先ヅ確ニハ言ヘヌケレドモ五六百萬圓デ濟マウト云フコトデアル、決シテ一千萬以上ニハ上ラヌ、サウシテ見レバ餘程其不幸ヲ受ケルトカ許可ヲ得ヌトカ云フモノガアラウト云フヤウニ、其者ガアツテモ仕方ガナイ、最早道理ガ立ツタ所デ大藏省モ調ベテアル、ソコデソレハ誠ニ大キニ安心ヂヤト我々ハ言フテ可決致シタ、ソコデ若シ之ヲ行政裁判ヲ許サナイ、ト云フコトニシテ見レバ、ドウナルカト云フニ、此調査ヲシテ大藏省カラ達シテスル其期限ハナイ、シテ見レバイツニナツテモ苦情ハ已ムマイト思フ、既ニ達ガアツテ此上ハモウ行政裁判所ヘ行ケト云ヘバ、ソレデ句切りニナツデ、サッパリ事ハ濟シテ仕舞フ、ソレデ行政裁判所ニ行ツテモイケナイト云フコトニ大藏省ハ調ベテ居ルカラ、決シテソコニハ御氣遣ハアルマイト思フ、斯ウ云フコトハ法律ノ精神カラ言フテモ事實カラ言ウテモチヤントシテ置カヌト、何ガ故ニ行政裁判ヲ許サヌト云フ道理ガ立タヌサウ云フコトハドウモ此立法部ト云フモノガ一體理窟ノ分ヲヌコトヲシテ置クベキモノデハアルマイト私共思フタノデ滿場一致ヲ以テ可決シタ

○村田保君 本員ハ少シ意見ヲ述ベタウゴザイマス、此處デ述ベマシテモ、宜シウゴザイマス、簡短ニ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 簡短ナラ宜シウゴザイマス

○村田保君 本員モ之ヲ二讀會ニ移スノハ如何デアラウカト云フ考ヲ持ツテ居ル、ト申シマスルモノハ前ニ奥山君カラモ少シ述べラレマシタガ、唯今此行政裁判法等ガ丁度特別委員會ニ付シテアリマス、今回ノ行政裁判法デゴザイマスルト、行政廳ノ處分ヲ不當トシ不服ノアル者ハ訴願ヲ許シテアル、ソレデ此違法處分デナケレバ行政裁判所ヘハ訴訟ヲ提起スルコトガ出來ヌコトニナツテ居リマス、ソレデ本員杯ハ是ハ性質上ドウモ訴願ダケノモノデハアルマ

イカト思ヒマス、其邊ノ研究ハ十分ニ、行政裁判並手續法ノ特別委員會デ十分是ハ調ベテ貫ヒタイモノト思ヒマス、ソレデアノ方ガ能ク確ニ極リマシタ後ニ是ハ出シテモ遲イコトデハアルマイト思フ、ソレト議案ノ手續上ニ附キマシテモ本員ハ反對ヲ持ツテ居ル、是モ衆議院ノ提出デゴザイマスガ、今日ノ議事日程ノ第十二カラ後ハ衆議院カラ續々提出シテ居マス、既ニ本院ニ於キマシテ未ダ議了ニナリマセヌモノニモ國稅徵收法中改正法律案モアレバ營業稅法中改正法律案、市町村會議員及參事會員ニ關スル法律案、議院法中改正法律案、輸入原料砂糖戻稅法案、課稅標準額及稅額計算ニ關スル法律案、電害地租特別處分法案、外國領海水產組合法案、民法中改正法律案、未成年者ノ飲酒禁止法案ト云フヤウナモノガ、マダ間ヘテ居ツテ、其他ニモ衆議院ノ速記録ニ二十有餘ト云フモノガ續々參ルヤウナ景況ニナツテ居ル、ソレカラ既ニ昨日衆議院ノ特別委員會デ決シマシタ衆議院ニ於キマシテ最モ喧マシイ問題ニナツテ居リマス二十九年ノ法律第六十二號ト云フモノハ、是ハ二月一日ニ於キマシテ衆議院ニ於テ一讀會ヲ開イテ居ル、ソレガ漸ク昨日委員會デ決シタ位ノコトデアリマスカラ、ナカク喧マシイ問題デゴザイマセウト考ヘマス、是ガ議場デ議了ニナリマスノハ何レ一兩日ノ後ダラウト思ヒマス、所ガ此會期ハ如何カト申シマス僅カ明日カラ九日バカリホカ日數ハナイ、衆議院ニ於キマシテ一月モ掛ツタモノヲ僅カコチラデ以テ一週間位デ議セト云フコトハ餘程無理ダラウト思フ、サウ云フヤウナコトヲ續々出シテ來ルト云フノハ實ニドウモ餘リ酷イコトデハナイカト思フ、ソレノミナラズ本員ガ非常ニ此頃感覺ヲ起シマシタコト、云フモノハ衆議院ノ案ト云フモノハ獨リ衆議院カラバカリ出スノデハナイ、政府ガ衆議院ト結託シテ出スト云フコトヲ本員ガ認メテ居ルコトガアル、ナゼト申シマスニ議案ヲバ政府ガ當リ前ノ手續ヲシテ來マスト容易ニ出來ナイ、第一ニ法制局ト云フ關門ガゴザイマシテ、法制局デ修正等ヲスルタメニ延滯スル、既ニ此度ノ行政裁判法ニシマシテモ刑法ニセイ鑛業法ニセイ、法制局デ以テ非常ニ延滯ヲシマス、サウシテ會期切迫ノ場合ニ漸ク出スト云フヤウナ話デ、ソレ故ニ政府ニ於キマシテモ法制局ノ手ヲ經ルト容易ニ行カヌカラ議員カラ出スノガ一番容易ダト云フノデ議院ト結託シテ出スト云フ風ガアル、是ハドウモ甚ダ宜シクナイト思フ、貴族院ガサウ云フ案ヲ容易ニ議スルト云フハ第一、貴族院ノ信用ニ關スル、又遂ニ疎漏ニモ流レマスシ、斯ウ云フ惡習ヲ作り出スト云フコトハ甚ダ面白クナイコト、思ヒマスカラ、ドウゾ滿場ノ諸君モ緊急トカ實ニ必要缺クベカラザル

議案ノ外ハ委員會ニ於テモ十分調査ヲシ、握リ潰スト言ウテハ惡ルイカモ知リマセヌガ、十分鄭重ナル審査ヲスルコトヲ希望スルノデゴザイマス、此案モ衆議院カラ出テ居リマスガ、今日行政裁決法杯ヲ政府カラ出テ居リマス所ノ案ヲ十分ニ調ベマシタカ否ヤト云フコトモ疑ッテ居リマスカラ、是杯ハ唯今議サナクツテモ忽チ困ルト云フモノデハナイノデスカラ、既ニ二十八萬幾ラト云フ要求者モアルト云フノデアリマスカラ、ドウゾ明年ニ譲ラレテ宜カラウト思フ、若シ之ヲ行政裁判ヲ許スト云フコトニナリマス却テ政府カラサウ云フコトヲ煽テルヤウニナル、訴訟ヲ起シテ其タメニ其者ハ愈、困難ヲ來スト云フ事實ガ起リハセヌカト云フコトヲ私ハ憂フルノデアリマス、ドウゾ是ハ先ヅ當議會デハ二讀會ニ移サヌト云フコトヲ希望シマス

○男爵有地品之允君 私モ奥山君ノ二讀會ニ移スベカラズト云フ說ニ贊成ヲスル

○議長(公爵近衛篤磨君) 外ニ御發議ガナクバ……

○子爵谷干城君 色々御論ガゴザイマシタケレドモ私ハ二讀會ニ移シテ宜カラウト云フ考デアリマス、成ル程村田君ノ縷々ノ御説明ハ至極御尤、私杯ハ御同感デ、其點ニハ少モ異存ハナイ、如何ニモ御同意、併シ此家祿賞典祿處分ニ訴訟ヲ許スト云フコトハ先刻以來、明ニ御辯明ニモナリマシタシ、今日ニナツテハ已ムヲ得ヌコト、私共モ信ジテ居ル、而シテツレガマア二十八萬ナシボモアルカラ續々訴訟ヲシテドウカト云フ御心配ガアラウカナレドモ、此家祿賞典祿ト云フモノヲ今日願出テ居ル者ト云フモノハ多數ハ甚ダイケナイノデ到底採用スベカラズト云フモノガ多イ、私共ガ考デハ百中ニ二三ハアラウ、サウ餘計アルベキモノデナイ、多分ハ皆モウ道理上、大藏省デ確ト法律ニ依ッテ極メタレバ訴ヘルコトハスマイト思フ、ツレトモ唯健訟ヲ好ンデヤツテ見ルト云ヘバ自分ニ物ヲ言ウテ腹ヲ切ラヌナラヌノデアリマスカラシテハ、ドウモ是ハ仕方ガナイ、ツレトモ私ハ勝ツ見込ガアルナラバ免モ角モ勝ツ見込ガナイノニ大勢訴ヘルト云フコトハナイコト、反對ニ信ズルノデアリマスカラ、是ハ速ニ議會省略デヤツテ宜カラウト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 採決シマス、本案ヲ二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、本案ハ二讀會ニ移スベカラズト決シマス

○中西光三郎君 唯今ノハ多數ノヤウニモ思ハレマスカラ、モウ一度反對ノ方ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレデハ反對ノ方ノ、二讀會ニ移スベカラズトスル方ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 多數デアリマス

○奥山政敬君 私ハ民法ノ特別委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ退席致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 京都府下國界並郡界變更法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

京都府下國界並郡界變更法律案

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十五年二月二十四日

右特別委員長

伯爵萬里小路通房

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

○子爵山井兼文君 委員長ガ缺席デゴザイマスカラ私カラ報告致シテ宜シウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

(子爵山井兼文君演壇ニ登ル)

○子爵山井兼文君 本案ノ委員會ハ一昨日、二十四日ニ開キマシテ出席委員中七名ノ中六名ノ多數ヲ以テ原案ノ通決セラレマシタ、抑、本案ノ提出ニナリマシタ理由ハ地勢ノ不便ヨリ提出セラレマシタモノデアリマシテ、假ニ一例ヲ舉ゲテ見マスレバ雪原村ヨリ與謝郡役所ニ參リマスルニハ大江山ノ山脈ヲ超エテ七里半モ行カナケレバナラヌ、天田郡ノ郡役所ヘ參リマスルニハ四里半バカリデアリマシテカラニ、且ツ平素取引モ多クハ天田郡ノ方ニ多クアルト云フ有様デアリマス、又政府委員ノ説明ニ依ッテ見マスルト、此郡界ガ變更サレタ、メニ將來紛擾ヲ來スヤウナ虞ハ認メヌト云フコトデアリマシテ、委員會ハ多數ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、尙ホ御參考ノタメニ申シテ置キマスガ、此雪原村ハ戸數ガ百八十戸デ人口ガ八百八十七アル趣デゴザイマス

ガ、此村ヨリ高等小學校ヲ卒業シタ者ハ僅カニ名ト云フ有様デアリマス、是ハ何ガタメカト云ヘバ土地ノ不便ノタメニ學校ニ通フコトガ出來ナイカラ漸ク尋常小學校ニ止メルト云フ有様デアリマス、若シ幸ニ本案ガ通過致シマシタ曉ニハ雲原村ト金山村ヲ合併致シマシテ一ノ高等小學校ヲ設ケタイト云フ協議モ既ニ成立ッテ居ルト云フコトデゴザイマスカラ、是ダケ御報告致シテ置キマス、ドウカ速ニ原案ノ通可決アランコトヲ希望致シマス

〔讀會省略デセラレンコトヲ望ミマス〕ト呼フ者アリ

〔讀會省略ニ賛成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ハ何處カラ出タデスカ一向發議ハ聽エマセヌ、若シ御希望ナラバ、ドナタカ御發議ヲ爲サルヤウニ……

○村田保君 ソレデハ本員ガ讀會省略ノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ガ出テ十名以上ノ賛成アリト認メマス、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略ニナリマシタ本案御異議ナクバ原案ニ決シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 課税標準額及稅額計算ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

課税標準額及稅額計算ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十五年二月二十四日

右特別委員長

伯爵日野 資秀

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

(伯爵日野資秀君演壇ニ登ル)

○伯爵日野資秀君 此課税標準額及稅額計算ニ關スル法律案ノ特別委員會ノ經過並ニ結果ノ大體ノ模様ヲ御報告致シマス、委員互選ノ結果トシテ委員長ニ私、副委員長ニ長岡子爵ガ當選ニナリマシタ、ソレカラ去ヌル二十二日ニ開キマシテ各員審議ノ上、是ハ原案通全部可決シテ宜シイモノト決定致シタ

次第デアリマス、先ヅソレデ其理由ヲ簡短ニ申述ベマシガ、元來本案ノ精神ガ課税ノ標準額及稅額ノ計算ヲ簡便ナラシムルタメニ總テ四捨五入ヲ以テ錢位ニ止メル、斯ノ如クスルトキハ人民ノ負擔ニ大差ナク、從テ國庫ノ收入ノ上ニモ影響ナクシテ而モ官民共ニ大ニ便利ヲ得ルコトデアリマス、是レ即チ本案第一條ニ規定シテアル所デアリマシテ本案ノ骨子デアリマス、ソレカラ第二條第三條ハ第一條ノ趣旨ヲ貫徹スルガタメニ設ケタル規定デアリマシテ、要スルニ此納期ヲ分チタルガタメニ計算ノ煩雜ニナルコトヲ避ケヤウト云フ主意デアリマス、ソレカラ第四條ハ既ニ此國稅ニ於テ斯ノ如キ便法ヲ設ケマシタ以上ハ府縣、市町村等ニ於キマシテモ亦此便法ニ依ラシムルコトヲ至當ト認メマシタカラ本條ヲ規定致シマシタ、第五條ハ右第一條ノ除外例デアリマシテ此除外例ヲ置キマシタ主意ハ第一ニハ本改正ノタメニ多數ノ公民權ヲ有シテ居ル所ノ資格ヲ失ハシメナイヤウニシヤウト云フコト、第二ニハ賣藥印紙稅及關稅、特別ノ事情ノアルモノニハ四捨五入ヲ適用スルコトハ不都合デアリマシタカラ、是ハ除イタ次第デアリマス、又附則ノ第六條ハ明治三十二年法律第五十七號ハ全ク不用ノモノトナリマシタカラ之ヲ廢止スルト云フノ規定デアリマシテ、又第七條ハ此法律制定ノタメニ土地臺帳モ一時ニ到底整理スルト云フコトハ費用モ掛ルコトデゴザイマスカラ、漸次之ヲ更正シヤウト云フ主意カラ設ケタノデアリマス、要スルニ官民共ニ非常ニ便利ヲ蒙ルコトデアリマシタカラ衆議院ノ提出案デアリマスガ政府モ同意ヲ表セラレテ居リ、又委員會ニ於テハ出席ノ委員ノ一致ヲ以テ決シマシタ次第デアリマスカラ、諸君モ御審議ノ上速ニ可決セラレンコトヲ希望致シマス、尙ホ御質問等モゴザイマスレバ政府モ同意ヲ表セラレテ居リマスカラ政府委員ヨリ詳細ナル答辯ヲセラル、コト、信ジマス

○石井省一郎君 此問題ハ誠ニ官民共ニ便利ナル案デアリマスカラ讀會省略デ決セラレンコトヲ希望致シマス

○伯爵日野資秀君 賛成

○子爵堀田正養君 賛成

(其他「賛成」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ニ十名以上ノ賛成ガアッタト認メマス、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會省略ニナリマシタ、

本案御異議ナクバ、原案ニ決シマス

○議長(公倉近衛篤磨君) 營業税法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

營業税法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十五年二月二十一日

右特別委員長

伯爵吉井 幸藏

貴族院議長公倉近衛篤磨殿

(伯爵吉井幸藏君演壇ニ登ル)

○伯爵吉井幸藏君 營業税法中改正法律案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、此法案ハ矢張衆議院ノ提出ニ成テ居リマシテ政府ハ同意セラレテ居ルモノデアリマス、其目的ハ營業税法中ニ著シク不權衡ト認ムルモノガ二ツ、ツレハ一ツハ運送業ノ中ノ鐵道ノ課稅標準ヲ資本金ニ依ルガタメト、ツレカラ一ツハ周旋業、代辦業、仲買業、仲立業ノ稅率ニ附イテ保證金一人毎ニ金一圓ノ定デアアルガタメニ非常ニ不權衡ト爲テ居ル、之ヲ課稅標準ト其稅率ヲ改メ又訴願行政訴訟ノ途ヲ開キ審査會ノ制度ヲ設ケル、斯ウ云フ主意デアアルノデアリマス、鐵道ノ方ハ是マデ資本金ニ對シテ千分ノ二半ノ稅ガ掛ルノデアリマスガ、資本金ヲ標準トシテヤリマスルト平坦ナ地ハ即チ工業費ノ澤山掛ラナイ鐵道ハ收入ガ餘計ニアツテ、サウシテ割合ニ稅ハ少クナル、ツレカラ工事ノ困難ナ所ヲ通ル鐵道ハ費用ガ餘計ニ掛テ收入ガ少イデアリマスカラ、資本ニ依ッテ課稅致シマスレバ收入ニ對シテハ割合ニ多イ稅ヲ掛ケラレテ居ルヤウナ次第ニナツテ居リマス、ツレガ一ツト、ツレカラ又他ノ營業ニ較ベマシテモ即チ小賣卸賣ト云フモノ、稅ハ凡ソ利益ノ百分ノ二ニ當ッテ居ル、鐵道ノ方ハ鐵道ノ中デモ今ノヤウナ不權衡ガアリマスルガ、鐵道ノ全國ノ平均致シマシテモ收入ニ對シマシテハ三分半位ノ課稅ニナツテ居リマス、其割合ヲ此他ノ販賣業、製造業ト同シヤウナ平均ニ引下ゲルト云フ目的デ此收入ニ對シテ千分ノ十ノ稅率ニ改メルト云フノデゴザイマス、ツレカラ周旋業、代辦業、仲買業、仲立業ノ稅率ニ於テ保證金百人毎ニ金百圓トゴザイマスルノハ是ハ保證金ハ殆ト全部ヲ利益ト看做シテ差支ナイモノデア

ルサウデアリマスガ、サウ致シマス此稅ハ凡ソ百分ノ一ニ今デハナツテ居ルノデアリマス、他ノモノニ比例致シマスルト大變低イノデゴザイマスカラ、此稅率ヲ千分ノ十五即チ百分ノ一半ト改メルト云フノデアリマス、ツレカラ是マデノ現在ノ法ニ依リマス、營業者ガ課稅標準ヲ届出デル、其課稅標準ニ於テ政府ガ不相當ト認メマシタ場合ニハ政府ガソレヲ算定シテ其營業者ニ通知スルコトニナツテ居リマス、其政府ガ算定シタモノニ營業者ガ不服デアル場合ニハ再審査ヲ願ッテ、サウシテ評價サセルコトニナツテ居リマス、其評價人ト云フモノハ四人デアッテ政府ガ二名命ズル、後トノ二名ハ其土地建物ノ所在地ノ市町村長ガ出スコトニナツテ居リマス、此度ノ改正ハ各稅務管理局管轄内ニ營業審査委員會ト云フモノヲ置イテ其審査委員ハ即チ商業會議所代表者及納稅義務ヲ有スル營業者中ヨリ大藏大臣ガ之ヲ命ズルノデア

ル、是マデハ此評價人ガ評價致シマシタノト政府ガ算定致シマシタノト平均ヲ取ッテツレデ極ツタノデアリマス、此度ハ政府ガ算定シタノニ營業者ガ異議ガアレバ其審査ニ、此營業審査委員會ニ政府ガ諮問サレテ、ツレニ依ッテ決定スルノデアリマス、此決定ニ尙ホ不服デアル場合ニハ即チ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトガ出來ル、此訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトハ從前ナイノデアリマシテ、此度ハ大變此邊ノ所ハ良クナツタヤウニ考ヘタノデゴザイマス、大體ニ於キマシテ此改正ハ誠ニ適切ナ改正デアルト云フコトデ、委員會ニ於キマシテハ別段議論モゴザイマセズ、全會一致ヲ以テ可決スベキモノト決議致シマシタニ依ッテ、ドウゾ本院ニ於キマシテモ速ニ御贊同アラントヲ希望致シマス

○村田保君 少シ御尋シタイノデスガ、此唯今御述ニナリマシタ此「二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得」ト云フコトガアリマスガ、サウスルト不服デモ行政訴訟ヲ起スコトガ出來ルノデスカ、是ハサウ云フコトハ今マデ無イコトダラウト思ヒマス、不服ガアルトキハ訴願ガ出來ル、違法ノ處分ガアルトキハ行政訴訟ガ出來ルト云フコトニナツテ居リマスガ、此案デ見マスト云フト訴願ハシナイデ直グニ行政訴訟ガ出來ルト云フコトニナツテ居リマスガ、サウ云フ御主意デゴザイマスカ、チヨット御尋致シタイ

(政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今ノハ委員長ニ御尋ニナツタノデアラウト思ヒマスガ、本案ニ附イテハ政府デモ同意ヲ表シテ居ル次第デゴザイマスカラ、

唯今ノ點ハ私カラ御答辯ヲ申上ゲマス、今度ノ行政裁決及行政裁判權限法案ト云フモノニハ如何ニモ違法ナ場合ト不服ナ場合ト區別ガシテゴザイマスガ、併ナガラ稅法ニ於テハ斯ウ云フヤウナ不服ナ場合ニ於テ行政訴訟ヲ許シテアル前例ガアルノデゴザイマス、ソレハ所得稅法ガ既ニサウ云フコトニナツテ居リマス、所得稅法ニ於テ所得ノ金額ニ付テ不服デアレバ訴訟モ起セルシ、行政訴訟モ起セルコトニナツテ居リマス、然ルニ營業稅法ニ於テ、サウ云フ規定ガアリマスカラ、賦課ヲ待ツテ稅額ノ賦課ヲ受ケテカラ、始テ其不服ニ對シテ訴訟ナリ訴訟ナリヲ起スコトハ出來マスガ、初ニ課稅標準ヲ極メラレタトキニ直グ訴訟ナリ訴訟ナリヲ起スコトハ明文上ニハ疑ガアル、嚴重ニ解釋スレバ寧ロ出來ヌト云フヤウニナツテ居リマス、ソレガ衆議院ノ提出案ニ於テハ其初ニ於テ直チニ訴訟ナリ訴訟ナリヲ起スコトガ出來ルノデ、至極相當デアアルカニ考ヘマス、尙ホ其前例ハ唯今申上ゲマシタ行政訴訟法ニ於テモアリマスカラ此コトハ不當デナイト思ヒマス

○村田保君 近來出マスル法律ニハサウ云フモノハナイ、餘程ソレハ本ノ間違ッテ居ルノデハナイカ、今日政府カラ行政裁決法ヲ出シテ來レバ、ドウシテモソレニ依ッテ出サナケレバナラヌ、ドウモサウ云フ間違ッタコトハアルマイト思フ

○政府委員(若槻禮次郎君) 行政裁決及行政裁判權限法案ノ第三十八條ヲ見マスルト云フト、「關稅ヲ除ク外國稅又ハ國庫ノ收入ニ屬スル手數料ヲ賦課セラレタル者其賦課ヲ違法ナリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得」ト云フ條文ガ規定シテゴザイマス、此外ニハ課稅標準ノ決定ニ對シテ訴訟ヲ起スコトガ出來ルトモ行政訴訟ヲ起スコトガ出來ルトモ云フコトハナイノデアリマス、隨テ此法案ノ如クナリマシテモ、唯今衆議院ノ提出案ノヤウニ特別法ニ於テ課稅標準ノ決定ニ對シテ行政訴訟ヲ許ストカ訴訟ヲ許ストカ云フコトニナルト此法律ハ併セ行レテ而モ納稅者カラ言ヒマスルト不服ガアレバ訴訟、訴訟ヲ起スコトガ出來ルノデアリマスカラ至極宜シイノデアリマス

○村田保君 サウスレバ何レニ讀會ニ……

○議長(公曾近衛篤磨君) 本案ハ二讀會ニ移スベキモノト認メテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○田中源太郎君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ……

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 直チニ二讀會ニ移シテ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 二讀會ヲ開キマス

○村田保君 本員ハ二十八條ニ少シ意見ガアリマス

○議長(公曾近衛篤磨君) ソレデハワコマデヲ採決シマセウ、第一條カラ第二十七條中ノ「再審査」ヲ「審査」ニ改ムト云フ所マデ御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 「二十八條ヲ左ノ如ク改ム」ト云フ所カラ其四マデ……

○村田保君 本員ハ「二十八條ノ四」ト云フ所ヲ削除シテ戴キタイト思フ、ナゼト申シマスルニ今政府委員ガ辯明セラレマシタガ、アレハ餘程無理ノ話デヤナイカト思フ、今日行政裁決法ニ於キマシテハ違法處分デナケレバ行政訴訟ハ許サヌト云フコトニナツテ居ル、ソレデ不服アル者ハ訴訟シカ許サヌト云フノヲ是デハドチラデモ出來ルヤウニ思ヒマスガ、是ハ今日ノ行政裁決法ニ矛盾スルモノト思フ、是ハ削ッテ置キマシテモ差支ナイ、此法律ガ出來マスト行政裁決法ハ、皆列記法ニナツテ居リマスカラ、アノ方ヘ揚ケレバ此處ハ除イテ置イテモ少モ差支ナイト存ジマスカラ……

○田中源太郎君 村田君ニチヨット御尋シマスガ、「二十八條ヲスッカリ削リマスルト審査會ト云フモノハ全ク諮問會ノヤウニナル、サウスルト訴訟若クハ行政訴訟ト云フモノヲ提起スルコトガ出來ル、併シ一方デ行政裁判ノ列記法ニナツテ居ル内ニ加ヘルト云フコトデアリマスガ、マダアレハ御承知ノ如ク委員ガ審査中デアッテ、通過シマセヌモノデアリマスガ、若シアレガ當然通過シマスルトキハ此營業稅法ニ對スル訴訟、行政訴訟ノ途ハナクナツテ仕舞フ、ソレデモ構ハナイト云フ御考デスカ

○村田保君 此法案ト申シマスルモノガ、當年カラ實行ニナリマスモノナラバ或ハ唯今田中君ノヤウナ御論ガ出マスカモ知レマセヌガ、是ガ通過スレバ、ドウシテモ行政訴訟ノ方ニ加ヘナクチヤナラヌ、サウシテ見マスルト假令此議會デ行政裁決ガ通ラヌデモ此次ノ議會ニハ是非加ラナケレバナラヌ、所ガ是ハイツカラカト云フト三十六年カラ施行スルノデアリマスカラ決シテサウ云フ心配ハナイ、是ハ當年カラ直グト何スルト云フナラバデスガ明年カラノ

施行デスカラ……

○田中源太郎君 御尋シマスガ、二十八條ノ四ヲ悉ク削ルト云フコトデアリ
マスガ、サウシマスルト今行政裁判法ノ列記法ニ附イテハ隨公議論ノアル
問題デアル、アレニ若シ列記シテ書上ゲルヤウニナレバ宜イガ、サモナケレバ
全ク諮問會ニ止ッテ仕舞ヒマス、ソレデモ行政訴訟ハマルデ削ルト云フ御積デ
アリマスカ

○村田保君 サウ云フコトハ無論掲ゲナケレバナラヌ、此法律ガ通レバ無論
ダト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 二十八條ノ三マデ御異議ガナケレバ原案ニ決シマ
ス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 二十八條ノ四、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマ
ス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、原案ニ決シマス、二十九條ヨ
リ終リマデ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

○田中源太郎君 直チニ三讀會ヲ開カレンコトヲ……

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 直ニ三讀會ニ移ッテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ三讀會ニ移リマス、御異議ガナケレバ原
案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 議事ハ是デ終リマシタ、唯今御委託ニナリマシタ
特別委員ノ氏名ヲ御報告致シマス

(太田書記官朗讀)

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案特別委員

子爵長岡 護美君 子爵新莊 直陳君 子爵土御門 晴榮君
男爵調所 廣丈君 男爵島津 長九君 石井 忠恭君

折田 平内君 五十嵐 甚藏君 伊藤 儀兵衛君

陸軍作業會計法中改正法律案特別委員

侯爵細川 護成君 伯爵立花 寛治君 子爵梅小路 定行君
子爵松平 直平君 男爵原田 一道君 男爵辻 健介君

南郷 茂光君 關 義臣君 色部 義太夫君

官國幣社國庫支辨ニ關スル法律案及府縣鄉村社社費ニ關スル法律案特別
委員

伯爵清棲 家教君 子爵仙石 政固君 子爵唐橋 在正君

小原 重哉君 男爵紀 俊秀君 谷 森 眞男君

關 義臣君 兒玉 淳一郎君 中西 光三郎君

國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案特別委員

伯爵吉井 幸藏君 子爵鍋島 直彬君 子爵細川 興貫君

子爵一柳 末德君 子爵三島 彌太郎君 男爵本田 親雄君

男爵松平 正直君 男爵船 越 衛君 野口 駿君

國稅徵收法中改正法律案特別委員

伯爵正親町 實正君 伯爵上杉 茂憲君 子爵京極 高德君

男爵辻 健介君 磯部 包義君 下條 正雄君

宮島 誠一郎君 最上 廣胖君 中山 文樹君

午前十一時四十分散會